

令和5年度

第1回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和5年度第1回定期監査の結果に関する報告書

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の実施期間	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の方法	2
第5	監査の結果	2

第1 監査の対象

- 1 伊達総合支所
- 2 梁川総合支所
- 3 保原総合支所
- 4 霊山総合支所
- 5 月舘総合支所
- 6 市民課
- 7 社会福祉課
- 8 高齢福祉課
- 9 国保年金課
- 10 農政課
- 11 農林整備課
- 12 商工観光課
- 13 維持管理課
- 14 建設課
- 15 建築住宅課
- 16 都市整備課
- 17 教育総務課
- 18 生涯学習課
- 19 学校教育課
- 20 学校給食センター

第2 監査の実施期間

令和5年6月29日から令和5年7月5日まで

第3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

第4 監査の方法

監査対象の部署から、令和5年度事業内容の「事務事業総括表」を提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、事業ごとに予算、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

各部署共通事項としては、「補助金及び交付金」及び「団体等の通帳管理状況」に着目し、執行状況の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。

さらに、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況について確認を行った。

対象事項の監査に当たっては、はじめに事業概要の説明を受けるとともに、抽出した事務事業の執行状況を確認した。次に契約及び支出内容にかかる一連の資料を提示させ、計数、内容、文書の管理状況等を確認し、今後の見通し等を含めて説明を求めた。

第5 監査の結果

事業の進捗管理の実態や個々の伝票処理、関係書類の添付及び整理状態は概ね適正になされていたが、文書管理業務において指導や注意を促すべき事例が見受けられた。

共通項目として「補助金及び交付金」及び「団体等の通帳管理状況」について監査を実施した。「補助金及び交付金」については申請、交付決定、実績報告の事務処理において概ね適正に管理及び事務処理がされていた。「団体等の通帳管理状況」については、執行状況、通帳、印鑑等の管理状況において一部改善を要する事案が見られたものの概ね適正に管理されていた。

今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。